

わかりやすく柔軟な組織へ

令和3年12月定例会は12月7日から15日まで開かれ、条例制定4件、同改正5件、指定管理者の指定2件、補正予算5件、意見書1件の計17議案を可決し、人権擁護委員の推薦を適任としました。（議案審議の結果は6ページ参照）

なお、8人の議員が一般質問で町当局の考えをたいただきました。（7ページから11ページ参照）

また、子育て世帯への給付金について、政府の方針変更を受け、現金10万円の一括給付のため、12月20日開催の臨時会において5万円追加の補正予算を可決しました。

事例 グループ制を廃止し 部制に移行



播磨町は平成17年10月にグループ制を導入しましたが、令和4年10月から町組織機構改革により部制を導入する「播磨町事務分掌条例」など3議案を可決しました。

新たに部を設置し、現在のグループを課とし、チームを係に変更します。また、教育委員会が所管していたスポーツ・文化活動や公民館などに関する事務を町長部局へ移管します。

これに合わせ職員の仕事も、理事は部長に、統括は課長に、リーダーは課長補佐に、リーダー補佐は係長にそれぞれ改められます。

新たに設置される部は、町政の総合的な企画や危機管理、財政、人事などの「企画総務部」、町税や債権管理などの「財務部」、自治会や文化・スポーツ、産業経済、ごみ処理、戸籍などの「住民協働部」、保険年金や福祉、医療、子育て支援などの「福祉保険部」、道路や河川ため池、公園、公共交通、公共施設の営繕などの「都市基盤部」の5つです。

課・係においても名称の変更だけでなく、これまで住民グループで所管していた自治会や、生涯学習グループで所管していたスポーツなどを併せて所管する「協働推進課」や、母子保健・保育園・幼稚園・少子化対策などを所管する「こども課」を設置するなど所管する事務の変更を行い、課は現行より2増え、係は10増える予定です。

現在、播磨町では少子高齢化の進展や生産年齢人口の減少などの変化や、社会保障費や公共施設な

質疑

問 係の数は現行のチーム数より10増えるが、係長となるリーダー補佐は人数が少ない。課長補佐が兼務することになり、過度な業務負担が懸念される。この状況はどの程度続くのか。

答 当分の間は兼務という状態が出てくる。係長に就く年齢層の職員が増えることにより解消される。業務量については配属する人数で調整する。

基金 交通安全対策基金を設置

兵庫県市町交通災害共済組合が令和4年3月31日に解散します。この設立基金残額の分配金約3500万円を活用し、交通安全対策を推進する基金を設置する条例を可決しました。

質疑

問 具体的にはどの様に基金を活用するのか。

答 通学路安全対策推進会議で挙がってきた課題などには、現在も対応している。今後、年間300万円程度をそつした通学路の安全対策に活用していきたい。

部	課	主な業務
企画総務部	企画課	行政改革・広報・情報システム
	危機管理課	危機管理・防災・交通安全
	総務課	選挙管理・人事・財政・契約
財務部	税務課	住民税・固定資産税・国民健康保険税
	債権管理課	債権管理・納付相談・滞納整理
会計管理者	会計室	会計・基金・資金運用
住民協働部	協働推進課	自治会・住民協働・生涯学習・スポーツ
	産業環境課	農業・漁業・商工業・環境衛生・ごみ収集
	住民課	戸籍・埋火葬・マイナンバー・住居表示
福祉保険部	保険課	国民健康保険・介護保険・地域包括ケア
	健康福祉課	障がい福祉・社会福祉・住民健診・福祉会館
	こども課	母子保健・保育園・幼稚園・少子化対策
都市基盤部	都市施設課	住宅耐震・空家対策・公共施設整備
	土木課	道路・水路・ため池・公園・緑化推進
上下水道部	上下水道課	上下水道の料金・上下水道の管理
教育委員会	教育総務課	教育予算・就学援助・給食・通学路
	地域学校教育課	教育課程・人権教育・図書館・資料館
	議会事務局	議会運営・監査委員・公平委員会

問 今回の機構改革の目的の一つとして、縦割りの弊害を除くことがあるが、この改革によりどの様に変わるのか。

答 複数の課にまたがるようなことが発生すれば、プロジェクト的に取り組むことも考えられる。

問 今回の目的の一つである責任範囲の明確化と

答 は。

問 役職ごとに役割を明確にすることにより、その責任も明確にする。

答 複数の部署にまたがる事案について、誰が調

整するかを定めることで縦割りが解消できるので

答 は。

問 現在も、庁議の中で調整しており今後どのように実施する。



人事 人権擁護委員

令和4年3月末に任期が満了する人権擁護委員の松井佳子氏を引き続き推薦することを、適任としました。

問 この基金ができることにより、通学路の安全対策工事が増えるのか。

答 現在も行っている事業の財源にするとということでは、工事が増えるということではない。しかし、緊急性を要する場合などは、必ずしも年間300万円という額にこだわらない。